

年 月	視 察 見 學 地	視 察 目 的
昭和六年四月	安城農事試驗場	苗代、莖莖、肥料
昭和六年九月	東濃地方、加茂郡、可兒郡	葡萄、アスバラガス、農業經營
昭和七年二月	岐阜高農、 ^⑤ 農場	養雞、高農々場
昭和七年四月	知多郡地方	白菜採種組合、馬鈴薯、葱頭栽培
昭和七年九月	安城農事試驗場、板倉農場	農業經營、稻作、莖莖
昭和八年四月	尾張地方、中島、西春兩郡	清洲試驗場、蔬菜促成栽培、養雞試驗場
昭和八年九月	瀬戸、三河地方、種畜場、西加茂開墾地	瀬戸青物市場、母猿投地方、種畜場、養雞試驗場

昭和七年四月本會員を以て同志農事改良實行組合を組織し、村内實行組合に伍して、各種の事業を率先實行するに努めてゐる。毎年補習學校主催稻作多收穫競技會に加はり、稻作の増收に力める外、水田裏作の研究、蔬菜促成、自給肥料の研究、養雞、養蠶、養豚、養蜂等各部を設け研究に努力してゐる。

第二節 社會教育

第一項 青年訓練所

日清日露兩役の後には青年の活動が旺盛となつて青年會を組織し、次第に發達して自治的活動の期に入つたが、歐州大戰の結果歐州各國は青少年の訓練を重視し、競つてボーイスカウトの組織並に活動を奨励したので、我國に於ても單に青年團としての活動のみならず、一層公民的訓練を施すために青年訓練所を創設されることになつた。大正十五年四月廿日勅令第七〇號を以て發布された青年訓練所令によつて、全年七月一日全國一齊に開所された。

青年訓練所令 (大正十五年四月二十日勅令第七〇號)

- 第一條 青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛練シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クルコトヲ得ルモノハ概ネ十六才ヨリ二十才迄ノ男子トス
- 第三條 市町村學校組合及町村學校組合ハ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニヨリ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年訓練所ノ訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通科、職業科トス
普通科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム 特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目ノ一部ヲ課セサルコトヲ得
- 第六條 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク
- 第七條 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クルモノヨリ費用ヲ徴收スルコトヲ得ス 但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

ハ此ノ限リニ在ラス

第八條 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス

第九條 青年訓練所ノ設置廢止訓練ノ課程其他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

青年訓練所規定抄 (大正十五年四月二十日文部省令第十六號)

第一條 青年訓練所ノ訓練期間ハ四ヶ年トス

第二條 青年訓練所ニ入所スルコトヲ得ルモノハ前年十一月三十日ニ於テ十六才以上十七才未滿ノ者トス、但シ特別ノ事情アルモノハ十七才以上ニシテ入所スルコトヲ得

第三條 青年訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス、但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトヲ得

第四條 青年訓練所ノ訓練項目中普通科、職業科ノ課目及其ノ程度ハ高等小學校卒業程度ヲ基準トシ、地方ノ情況ニ應シ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ授クルモノトス

第五條 青年訓練所ノ訓練時數ハ四年ヲ通シテ修身、公民科百時、教練四百時、普通學科二百時、職業科百時ヲ下ラサルモノトス

第七條 現ニ學校ニ在學スル者ハ相當ノ學力アリト認メラレタル者、又ハ特別ノ事情アル者ニ對シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトヲ得

第十條 公立青年訓練所ハ實業補習學校又ハ小學校ニ併置スルヲ常例トス

第十一條 青年訓練所ノ訓練ハ土地ノ情況ニ應シ適切ナル季節ヲ選ヒ之ヲ行フコトヲ得

第十二條 私人ハ工場、鑛山、商店等ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ルモノヲ多數ニ使傭スル場合ニ限り青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第十三條 青年訓練所ヲ設置セントスル時ハ左記ノ事項ヲ具シ、公立青年訓練所ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立青年訓練所ニアリテハ其ノ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一、名稱
- 二、位置
- 三、規則
- 四、青年訓練ヲ受クルモノノ概數
- 五、開設年月日
- 六、經費及維持ノ方法

前項第一號乃至第三號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

第十五條 青年訓練所ノ主事ハ實業補習學校長又ハ小學校長ニ、指導員ハ實業補習學校又ハ小學校ノ教員、在郷軍人其他適當ト認メタル者ニ地方長官之ヲ囑託ス。公立青年訓練所ノ主事及指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得、私立青年訓練所ノ主事及指導員ハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第十七條 青年訓練所ハ別表ノ様式ニヨリ青年訓練所名簿ヲ調製スヘシ

第十八條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クルモノノ出席簿ヲ調製シ其ノ出席欠席ヲ明ニスヘシ

第十九條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クルモノヲシテ青年訓練手帳ヲ所持セシムヘシ。青年訓練手帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 青年訓練所ハ青年訓練ノ課程ヲ修了シタル者ニ修了證ヲ授與スヘシ

本村に於ても大正十五年六月二十七日設立申請をなし、全月二十九日認可されたので七月一日開所式を舉行了た。何れの施設を問はずその創始當時は種々困難に遭遇するものであるが、殊にこの制度は十六才乃至二十才の青年に對して訓練を施すのであるから、青年團、補習學校、消防組等と重複し、且つ青年の従事せる業務も土地の状況も多種多様であるために、その入所出席の督勵には非常な困難を感じた。尙修了者に對して軍隊の在營年限を短縮するの恩典を與へられたので、之を軍隊の豫備教育と誤解し、最も訓練の必要なる病弱者或は短身な青年は入所せざるに到り、又入所せるも徴兵検査の結果甲種合格でない者は出席せない様になるなご幾多の苦心と困難を思はせられた。

此の点に就いては之が發令當初から當局に於ても、心配せられたことであつて、大正十五年四月二十六日地方長官會議に於ける宇垣陸相の訓示に詳しく述べられてゐる左に之を抄録する。

抑々一國の盛衰興亡は之が古今の史實東西の事例に鑑みまするも一つに國民の意氣、就中青年の資質に懸つてゐる事は茲に絮説を要しない所でありまして國家の將來を背負つて立つべき、青年の資質の向上は營に青年個々の將來に幸福を齎すのみならず、國家隆昌の一大根元をなすものであります(中略)一部の者は軍隊の在營年限短縮の代償として國民訓練に着手してゐるといふ様な言説をなすことを仄聞するのであります、此の如きは遂に近視眼的の大なる誤解でありまして、斷じて在營年限を短縮せんがための青年訓練ではありません(下略)

大口第一・二青年訓練所規則

第一章 目的名稱及訓練期間

- 第一條 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依り青年ノ心身ヲ鍛練シ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本訓練所ハ愛知縣丹羽郡大口第一、第二青年訓練所ト稱シ、大口第一、第二農業補習學校ニ併置ス
- 第三條 訓練期間ハ四ケ年トス

第二章 訓練項目時數及訓練季節

- 第四條 訓練項目ハ修身公民科及教練、普通學科、職業科トス
- 第五條 訓練時數ハ四ケ年ヲ通シテ修身公民科百時、教練四百時、普通學科二百時、職業科百時ヲ下ラサルモノトス
- 第六條 訓練項目ノ課程左ノ如シ

題目及科目	時數	第一 年次	時數	第二 年次	時數	第三 年次	時數	第四 年次
修身・公民科	二五	道德ノ要旨 公民ノ心得	二五	全上 (主トシテ地 方自治制)	二五	全上 (帝國憲法 大意)	二五	全上 (社會問題)
教練	一〇〇	各個教練 部隊勤務 距離測量	一〇〇	全上	一〇〇	全上	一〇〇	全上

合計	日 時	訓練期	普通學科及職業科		
			普通學科	職業科	合計
二十時	自午後八時 至午後十時 二時	第一學期	自四月一日 至八月三十一日	自午前八時 至午後二時 五時	五十時
		第二學期	自九月一日 至十二月三十一日	自午前九時 至午後三時 五時	
		第三學期	自一月一日 至三月三十一日	自午前九時 至午後三時 五時	
合計					七十時

第九條 訓練季節訓練日及訓練始終ノ時刻凡ソ左ノ如シ 但シ天候ソノ他ノ都合ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第七條 現ニ學校ニ在學スル者若クハ相當ノ學力アリト認メラレタル者又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ青年訓練所
 第八條 本訓練所毎年ノ訓練ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

合計	職業科	普通學科			
		理科	歷史及地理	數學	國語
二〇〇	農業	一〇	一五	一〇	一五
	病蔬作 蟲菜物 害	一〇	日本歴史・日本 地理補習	算術	普通文ノ讀及 文
	果氣養作 樹象蠶物	一〇	一五	一〇	一五
二〇〇	農肥土畜養養 具料壤産蠶雞	一〇	生理・衛生・病 疾・急救法	全(簿記)	全上
	農產製 造	一〇	東洋史ノ大要 滿洲支那地理 大要	一〇	一五
	農業經 濟	一〇	世界地理ノ 大要	全(代數)	全上
二〇〇	農業法 規	一〇	一五	一〇	一五
	農業製 造	全	日本・外國近世史 ノ大要 國勢ト世界ノ大 要	全(求積)	全上
	農業製 造	全			
合計					

第三章 入所退所修了及費用

第十條 本訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス 但シ已ムヲ得サル事情アルト認メタル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルヘシ

第十一條 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ十六才以上十七才未滿ノ者トス 但シ已ムヲ得サル事情アリト認メタル者ハ十七才以上ニシテ入所セシムルコトアルヘシ

第十二條 本訓練所ニ入所セントスル者ハ義務教育修了後ノ學歷ヲ摘記シタル履歷書ヲ添へ入所願書ヲ差出スヘシ
一、氏名 二、生年月日 三、原籍 四、戸主トノ關係

五、現住所 六、職業 七、學歷

第十三條 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持セシム

第十四條 他ノ青年訓練所ヨリ轉所シタル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提示スヘシ

第十五條 本訓練所ヲ退所セムトスルトキハ其事由ヲ述へ且青年訓練手帳ヲ提出シテ出席時數其他必要事項ノ記入証明ヲ受クヘシ

第十六條 訓練ヲ受クル者ニシテ住所身分等ニ變更ヲ生シタルトキハ其都度届出ツヘシ

第十七條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ハ左ノ様式ノ修了証ヲ授與ス

第 號	修 了 証	氏 名
所 印	生 年 月 日	
右者本青年訓練所ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス		
年 月 日		
愛知縣丹羽郡大口第一・二 青年訓練所主事 氏 名 團		

第十八條 本訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徴セス

第四章 賞 罰

第十九條 本訓練所主事ハ必要ニ應シ訓練ヲ受クル者ニ對シテ賞罰ヲ加フルコトアルヘシ

大口第一青年訓練所

本訓練所開所以來の概況を示せば次の通りである。

創立以來の職員

創立以來經費豫算額

年 度 種 別	生 徒 數	入 所 步 合	出 席 步 合
大正十五年度	五六	八七・五〇	八九・九二
昭和二年度	五四	八九・八六	七四・三八
同 三年度	五七	九二・三一	七九・三一
同 四年度	七四	九五・二四	八二・五九
同 五年度	八二	九七・六五	八一・一三
同 六年度	八八	九七・七〇	八二・八九
同 七年度	七四	九六・一〇	

累年在籍生徒數及出席歩合入所歩合調

同 六年五月十六日	同	前川 衛治
同 七年一月十一日	教練指導員	佐竹 金發
同 七年九月三十日	同	社本 利信

就職年月日	退職年月日	勤続年月	職 名	氏 名
大正十五年七月一日	昭和二年四月一日	九ヶ月	主 事	石田 貞二
同 十五年七月一日	同 三年四月一日	一年九ヶ月	學科指導員	寺澤 登茂一
同 十五年七月一日	同 二年四月一日	九ヶ月	同	丹 下 訂
同 十五年七月一日	同 四年七月卅一日	三年一ヶ月	教練指導員	江 口 市 重
同 十五年七月一日	同 四年四月十七日	二年十ヶ月	同	古 池 盛 義
同 十五年七月一日	同 四年四月十六日	二年十ヶ月	同	安 藤 又 重
昭和二年四月十日			主 事	井 上 源 吾
同 三年四月九日	同 六年五月十六日	三年一ヶ月	學科指導員	鈴 木 敏 二
同 四年二月二日	同 六年三月二十日	二年一ヶ月	同	今 枝 親 夫
同 四年四月廿日			教練指導員	三 輪 武 雄
同 四年四月廿日			同	前 田 周 一
同 四年七月廿九日	同 七年九月二十日	三年二ヶ月	同	松 岡 悅 男
同 六年四月五日	同 六年十一月十五日	七ヶ月	同	安 藤 鉄 治
同 六年五月十六日			學科指導員	松 浦 道 孝

年 度	總 額	手 當	雜 給	需 要 費
大正十五年度	七五〇 ^円	五八〇	六五	四五〇
昭和二年度	一、〇九五	五八〇	六五	四〇〇
同 三年度	一、〇四五	六〇〇	八五	四〇〇
同 四年度	一、〇八五	五九〇	一一五	四〇〇
同 五年度	九三五	六四〇	九一	二五〇
同 六年度	八三二	六四〇	九一	一〇〇
同 七年度	八八一	六四〇	九一	一五〇

備考 右經費ハ大口第一・第二共通ノモノ

主 要 記 事

年 月 日	記 事
大正十五年七月一日	開所式を舉行す
同 十五年九月五日	宣誓式及教練開始
同 十五年十月三十日	羽黒、樂田、池野、大口第一、第二の五訓練所聯合して羽黒小學校々庭に於

同 十五年十二月十九日	て松崎中佐の豫備査閲を受く 布袋尋常高等小學校々庭に於て西成、布袋、大口各訓練所と共に山内大佐の査閲を受く
昭和二年 二月七日	大正天皇御大葬儀につき遙拜式舉行 査閲を受く
同 二年 三月十日	大口第二青年訓練所に於て山内大佐の査閲を受け後日露戰爭當時の情勢に關する講演をきく
同 二年 十一月十四日	天皇陛下大演習のため本縣へ行幸當日名古屋北練兵場に於て御親閲式を行はせらるる全員參列の光榮を擔ふ
同 三年 三月十四日	大口第二青年訓練所に於て山内大佐の臨時査閲を受く
同 三年 十月廿一日	本所に於て本年度の査閲を受く、査閲官堅田少佐
同 四年 三月廿八日	主事指導員引率の下に行軍舉行、第一日小幡ヶ原に到り散兵教練舉行、後龍泉寺に行つて參拜歸りて守山尋常高等小學校々庭にて露營其夜々間教練を小幡ヶ原で行ふ、第二日は歩兵第六聯隊輜重兵第三大隊見學
同 四年 八月廿六日	點呼執行官藤崎少佐の臨時査閲を受く

同 四年十月廿八日	大口第二青年訓練所と合同して城東村山地に於て野外教練舉行
同 四年十一月四日	樂田射撃場に於て實彈射撃舉行
同 五年一月五日	福岡盲啞學校教諭小河重右工門の精神修養に關する講話を聴く
同 五年一月十六日	大口第二青年訓練所にて同所と共に堅田少佐の視閲を受く
同 五年三月十日	陸軍記念日につき校下各戦死者の碑を巡拜す
同 五年三月十三日	一宮市片倉製糸會社宮田紡績一宮分店を見學す
同 五年七月十一日	青年訓練所創立四週年記念式を舉ぐ
同 五年九月十三日	尾張富士山麓に於ける尾北青年訓練所合同野營に参加す
同 五年十二月十一日	昭和五年度教練査閲を受く
同 六年一月廿八日	御眞影奉戴式並に拜賀式に參列
同 六年三月十日	村招魂祭に參列加藤大佐より奉天戦役後の推移と國民の覺悟の講演をきく
同 六年四月七日	東春農來村田樂林に於て野外演習舉行後河田原蠶種製造所見學
同 六年五月四日	早朝教練中長櫻鈴木銀十宅火災、直ちに出勤消防に力む
同 六年七月十二日	青年訓練所創立五週年記念式舉行

昭和六年八月廿五日	昭和六年度査閲を受く、査閲官杉本大佐
同 六年十月卅日	犬山、扶桑、羽黒、城東、樂田、池野、大口七ヶ町村九青年訓練所合同の下に攻防演習を城東村に於て行ふ。
同 六年十二月卅一日	瀧實業學校へ行軍、同校に於て渡邊大將の講演をきく
同 七年二月十九日	上海事變出動の皇軍戰勝祈願のため神社參拜
同 七年三月七日	全生徒歩兵第六聯隊軍旗祭見學、野砲兵隊輜重兵隊へ本村より入隊中の者を慰問
同 七年四月七日	大口第二青年訓練所と共に草井各務ヶ原に於て野外演習をなす。
同 七年十月卅一日	勅語奉讀式舉行
同 七年十二月九日	昭和七年度査閲を受く、齊藤大佐査閲官
同 七年十二月十七日	丹羽郡青年訓練所第一回聯合演習に参加

大口第二青年訓練所

本訓練所開所以來の概況

年 度	在 籍 生 徒 數	入 所 步 合	出 席 步 合
大 正 十 五 年 度	八 四	八 四・〇〇	七 六・二 八
昭 和 二 年 度	一 〇 六	九 〇・六 〇	六 八・六 一
同 三 年 度	九 六	八 五・七 一	七 〇・九 三
同 四 年 度	九 四	九 一・二 九	七 四・九 八
同 五 年 度	一 〇 五	九 三・二 九	八 五・五 三
同 六 年 度	九 六	九 六・〇 〇	八 八・〇 七

累年在籍生徒出席歩合 入所歩合調

備考 ○印は學科指導員 他は教練指導員

同 五 年 三 月 卅 一 日	同 八 年 九 月 卅 日	一 ヶ 年	指 導 員	木 野 奎 郎
同 六 年 四 月 十 日			○指 導 員	梅 田 勤
同 六 年 四 月 十 日			○指 導 員	橋 本 忠
同 七 年 十 月 卅 一 日			指 導 員	田 山 地 丈 夫
同 八 年 九 月 卅 日			指 導 員	前 田 高 信

創設以來の職員

就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	勤 続 年 月 數	職 名	氏 名
大 正 十 五 年 七 月 一 日	昭 和 六 年 三 月 卅 一 日	四 年 八 ヶ 月	主 事	長 谷 川 義 次
同 十 五 年 七 月 一 日	同 六 年 三 月 卅 一 日	四 年 八 ヶ 月	○指 導 員	宇 野 朝 雄
同 十 五 年 七 月 一 日	同 四 年 二 月 七 日	二 年 七 ヶ 月	指 導 員	小 益 齊 十 郎
同 十 五 年 七 月 一 日	同 三 年 一 月 卅 日	一 年 六 ヶ 月	指 導 員	吉 田 忠 一
同 十 五 年 七 月 一 日	同 四 年 九 月 卅 日	四 年 二 ヶ 月	指 導 員	仙 石 和 夫
同 十 五 年 九 月 廿 一 日	同 四 年 四 月 廿 五 日	三 年 九 ヶ 月	指 導 員	田 中 正 信
昭 和 二 年 二 月 十 五 日	同 四 年 二 月 七 日	一 年 一 ヶ 月	指 導 員	酒 井 保 宗
同 三 年 一 月 廿 日	同 七 年 十 月 卅 一 日	三 年 十 ヶ 月	指 導 員	伊 藤 金 玉
同 四 年 二 月 七 日	同 五 年 三 月 卅 一 日	一 年 一 ヶ 月	指 導 員	服 部 德 次 郎
同 四 年 二 月 七 日			指 導 員	松 原 一
同 四 年 四 月 廿 五 日			指 導 員	江 口 一 男
同 四 年 九 月 二 十 日			指 導 員	

同 七 年 度

八 八

九七・六八

九〇・二二

重 要 記 事

年 月 日

記

事

大正十五年六月廿九日	設立認可 大口第二農業補習學校に併置
同 七月一日	開所式舉行
同 九月五日	宣誓式及教練開始
昭和二年 三月十日	陸軍記念日につき名古屋聯隊區司令官を聘し午前中教練の檢閲を受け、午後同氏の軍事講話をきく
同 三年三月九日	第一青年訓練所と共に名古屋聯隊區司令官山内大佐の視察檢閲を受く
同 十二月廿一日	昭和三年度査閲を受く
同 四年四月十日	各務ヶ原方面に行軍を行ひ野外教練をなす
同 十一月四日	樂田射撃場に於て在郷軍人會と聯合、實包射撃を行ふ
同 十二月廿二日	昭和四年度修了式を行ひ記念撮影をなす

同 五年一月十日	本年度始業式を擧ぐ
同 一月十六日	名古屋聯隊區司令部堅田少佐、縣社會教育主事補石田氏來所教練視閲あり
同 七月十一日	青年訓練所創立四周年記念式を擧ぐ
同 十一月三日	明治節奉祝式を行ひ、青年訓練所々旗樹立式を行ふ
同 十二月十一日	昭和五年度教練査閲を受く
同 六年八月廿五日	昭和六年度教練査閲を受く
同 十月卅日	丹羽郡東部七ヶ町村青年訓練所聯合演習に參加
同 十二月廿日	昭和六年度終了式を行ひ清洲農事試驗場古田技手の農産物加工に關する講話をきく
同 七年七月十一日	青年訓練所創立六周年記念式を行ふ
同 九月十二日	丹羽郡青年訓練所講習會を本所に於て開催
同 十二月九日	昭和七年度教練査閲を受く
同 十二月十八日	丹羽郡青年訓練所聯合野外演習第一回が古知野町中心に行はれ當所も之れに參加す

第二項 青年團

一、大口村青年團

我が國青年團（青年會）は世界に於いて最初に作られたものであつて、日本がこの自主創造の古き歴史を有する青年團のあることは、誇とするに足るものである。

この青年團は從來若い衆と稱し氏神の神事餘興等を司りし各部落別の團體が漸次時代の推移につれて、村の世話をしたり、村のために献身的に公共的活動をするやうになり、日清、日露兩戰役當時には出征者の送別會、農事の手傳、家族の世話、遺族の慰籍等實に目覺しい活動をした。これが諸外國の注目する所となり、遂には獨逸青年運動の基礎となつた。而し一面に於いて、心身共に變動し易い青年期に修養に關する施設少なく、且良指導者なきため弊風を生じ風俗習慣其他にも改良するの必要を認め、青年の自覺と地方先覺者、學校教員等の盡力指導により明治四十年頃組織を改めて青年會と改稱し青年夜學を始めた。かくて學事の補習をなす外精神修養をなし又體育の向上に或は社會奉仕の事業を興す等大いに進歩の跡を示した。

大口村に於いても大正四年三月十六日、時の大口村長野田正昇、大口第一尋常高等小學校長伊藤幸次郎、大口第二尋常高等小學校長眞野悅次郎等の勞により、從來の各區青年會を支會とし大口村青年會が生れた。

大正九年内務文部兩大臣は訓令を發して、青年團の振興を督勵し、青年の自治を大いに督勵せられたにより、本村に於いても會員中から團長及役員を選出して會名を改めて大口青年團とし各支會を支部とした。

大正十二年には丹羽郡聯合青年團成り、大正十三年には愛知縣聯合青年團組織され、續いて大日本聯合青年團も組織せられ、かくて青年團の活動が統制さるに到つて著しい進展をなした。

本團の目的とする所は修身、齊家、自治共同、學力補習、體力増進、社會奉仕等であつて、此の目的を達成するため毎年春秋二回總會を開催して、名士の講演を聴き、角力、劍道、陸上競技等を行つてゐる。各支部に於いても本團と互に連絡をとり、その目的の徹底、事業の擴充に努力してゐる。

團員の年齢は尋常小學校卒業以上二十五才迄である。本團の經費は村費の補助、寄附金及び團員の醸出等に依つてゐる。各青年會の創立年月日は左に示す様である。

設立年月日	青年會名	現在支部名
明治二十八年八月	西奈良子青年會	豊田支部 別ニ小折新田組ヲ含ム
同 四十三年十一月二十日	西奈良子青年矯風會	
同 四十三年一月二十日	東奈良子青年會	
同 四十五年四月二日	西北青年會	
大正三年十月十三日	東組青年會	

同	三年十月二十七日	西組(後ニ南組)青年會	
同	明治四十三年一月五日	幼川青年會	
同	四十三年一月八日	本郷青年會	大屋敷支部
同	四十一年十月十五日	大御堂青年會	
同	四十四年十二月廿七日	長櫻青年會	
同	四十三年二月廿六日	宗雲青年會	秋田支部
同	四十四年三月 日	替地青年會	
大正	二年十月一日	八左青年會	
同	四年十一月十日	傳右支會	

同	明治四十二年十二月十五日	二津屋青年會	
同	四十一年一月十五日	仲沖青年會	河北支部
同	四十三年十一月三日	河北青年會	
同	四十三年八月十五日	巾青年會	
同	四十三年二月十一日	本郷青年會	外坪支部
同	四十三年一月十五日	松山青年會	

同	四十三年三月十日	余野青年會	余野支部
同	四十三年三月十三日	大北青年會	大北支部
○大正	四年二月十七日	秋島青年會	
明 治	四十三年三月一日	中小口青年會	中小口支部
○大正	四年四月一日	前田青年會	
明 治	四十三年二月十九日	巾下青年會	
○大正	四年四月廿日	下組青年會	下小口支部
明 治	四十三年三月 日	中央青年會	

備考 ○印ノ青年會ハ共ニ古キモノアリシモ中途テ中絶ノタメ新設ノモノヲ記入
 創立年月日ハ出來得ル限リ調査セシモ調査物ニヨツテ三種ニ様ノモノアリ

大口村青年團規約

第一條 本團ハ大口村青年團ト稱シ、事務所ヲ大口村役場内ニ置ク

第二條 本團ノ綱領左ノ如シ

- 一、修身齊家
- 二、自治共同
- 三、忠君愛國
- 四、社會奉仕

第三條 本團員ハ大口村在住ノ義務教育終了後ヨリ滿廿五才迄ノ男子トス

但シ學校在學者及尋常小學校未卒業ニシテ滿十四才以下ノ者ハ除ク
 第四條 本團員ヲ分チテ左ノ二種トス

正團員 年齡二十才迄

特別團員年齡二十一才ヨリ二十五才迄

第五條 本團綱領ニ舉ケタル目的ヲ達スル爲ナスヘキ事業左ノ如シ

一、毎年一回乃至數回團員ノ總集會

二、學術上ノ修養但シ正團員ハ一定ノ年齡迄村立農業補習學校ニ就學ノ義務アルモノトス

三、徳育上ノ講習及施設

四、體育ノ効果ヲ舉クル爲ノ事業

五、公共公益事業

六、其他必要ノ事業

第六條 本團ハ左記ノ役員及職員ヲ置ク

團長 一名 副團長 二名 幹事 若干名 會計係 一名 顧問 若干名

第七條 役員職員ノ事務及選任解任左ノ如シ

團長 本團ヲ總理シ及ヒ代表ス 幹事會ニ於イテ選舉ス

副團長 團長ヲ補佐シ團務ニ服シ又其代理ヲナス、幹事會ニ於イテ選舉ス

幹事 幹事會ヲ設ケ本團ノ事業ヲ評議シ及ヒ支部ノ事業ヲ處理シ各支部長ヲ以テ之ニ充ツ

會計係 團長ノ指揮ヲ受ケ會計事務ニ服ス。幹事會ニ於イテ互選ス

以上總ヘテ任期ヲ一ケ年トス。但シ後任者ノ未定ノ期間ハ在任スルモノトス

第八條 本團事業遂行上各大字ニ支部ヲ置ク。但シ大字ノ區域廣キモノハ便宜上數個ノ支部ヲ置クコトアルヘシ。支部ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 本團ニ要スル經費ハ左ノ方法ニヨリテ支出ス

一、團員ノ會費 二、團員ノ勞力ニヨリ生シタル收益 三、其他ノ收入

第十條 本團規約ノ改正ヲ必要トスル時ハ團員總集會ニ於イテ出席團員ノ多數ニヨリ議決スル場合ノ外無効トス

補則

第十二條 本團ハ丹羽郡青年團ニ連絡シ事業ノ細目ハ丹羽郡青年團振興案ニヨルモノトス

大正十年大口村青年團創立以來ノ團長、副團長

年 度	團 長	副 團 長	副 團 長
大 正 十 年	深 井 文 衛	大 森 秀 之	酒 井 義 彦

同 七 年	同 六 年	同 五 年	昭 和 四 年	昭 和 三 年	昭 和 二 年	同 十 五 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年			
伊藤弘	江口敏男	安藤鐵治	江口一男	大森信隆	水野輝次	丹羽歳三	山田健三	丹羽鐵一郎	仙石和夫	藤川久治	大森秀之		
社本芳雄	丹羽貫三	高木銀助	中野稔	酒井保宗	大森信隆	前田正義	河合鎌一	大森徳義	江口純三	丹羽鐘一	石原鏡逸	吉田常助	吉田兵吉
丹羽鐘吾	佐竹鷹義	野田百一	三輪武雄	鈴木義一	中村益吉	社本利雄	大塚義雄	伊藤甚次	丹羽嘉包	丹羽鎌吉	丹羽鎌吉		

同 八 年	社 本 利 信	鈴 木 外 義	近 藤 勝 一
-------------	------------------	------------------	------------------

現在顧問

野田正昇 長谷川義次 井上源吾 吉田朝雄

現在團員數 三九七 (昭和八年二月現在)

一、豊田支部

明治四十三年前後に創立を見た東奈良子青年會、西北組青年會、西奈良子矯風會、大正三年に創立せられた東組青年會、西組青年會、各青年會共青年相互の品性の向上と智識の増進に力め風俗の矯正に勵む爲め夜學會、共同作業(繩なひ土木事業等)共同貯蓄講話會等をなしたがつたが、大正五年の初め大口第一尋常高等小學校長伊藤幸次郎及び東奈良子區長大森源次郎が發起者となり各組有力者の集合を得て協議談合數日の後、豊田全部を連合一團となし他地方に先んじて大正五年一月八日豊田青年支會を設立した。

後時代の進運につれて大正十年二月自治制の村青年團結成さるや豊田支部と改稱し、綱領として修身、齊家、自治、共同、忠君愛國、社會奉仕をあげ、毎年春期一回定期總會を開き雄辯會、劍道、角力、マラソン等を行ひ、名士の講演會、講習會、乃木會、義士會の開催補習教育の援助、共同貯金、共同作業、農事の視察等をなし、規律嚴肅の精神を養

ふため、大正十五年より團服を制定し、衛生思想の普及に資するため蠅取紙の原價販賣をなす等青年各自の修養に力めると共に生活改善、社會奉仕、體力増進等に努力した。

豊田支部規約

第一條 本支部ハ丹羽郡青年團振興案ヲ基礎トス

第二條 青年團ノ綱領

一、修身齊家 二、自治共同 三、忠君愛國 四、社會奉仕

第三條 本支部ハ大口村大字豊田ヲ區域トシ、當分事務所ヲ大口第一尋常高等小學校内ニ置ク

第四條 本支部員ノ年齢ハ義務教育終了後呼リ二十六才、(呼リ七才ニテ學齡ニ達シタル者ハ二十五才)ノ春支部定期總會迄トス。但シ學校在學者及ヒ尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサル者ハ之ヲ除ク

支部員ハ左ノ二部ニ分ツ

正團員 呼リ二十一才ノ春迄

特別團員 呼リ二十一才ヨリ二十六才ノ春迄

第五條 本支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名 副支部長 一名乃至三名 幹事 十二名 顧問 若干名

右役員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第六條 役員ノ任務左ノ如シ

支部長 支部ノ事業ヲ總理シ代表ス

副支部長 支部長ヲ補佐シ支部長不在ノ時ハ其代理ヲシ會計ヲ執ル

幹事 支部長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ執ル

顧問 支部ノ重要事項ノ諮問評議ニ關與ス

第七條 本支部役員職員ノ選任解任ノ方法

正副支部長ハ幹事會ニ於テ特別團員中ヨリ選舉シ顧問ノ決裁ヲ經ルモノトス

幹事ハ各部ニ貳名宛團員中ヨリ團員ノ選舉ニヨルモノトス

顧問ハ學校長區長公職者其他特志者中ヨリ推薦ス

右ノ任期ハ翌年ノ春季支部總會迄トス

第八條 本支部ハ大口村青年團及大口南部青年各支部ト連絡シ其節度ニ服ス

第九條 事業遂行上便宜ノタメ區域内ヲ六部ニ分チ團員ハ之ニ分屬セシム

第十條 本支部ノ經費ハ本支部員ノ醸出ト支部ノ事業利益金等ニ依リ處辨ス

第十一條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ行フ事業左ノ如シ

甲 團體的訓練ニ關スル事項 乙 團員各自ノ修養ニ關スル事項 丙 國務遂行上必要ナル事項

丁 團員手帳ノ測定 戊 青年團ト補習學校トノ關係ヲ密接ナラシムル方法

右ノ五項目ノ詳細内容ハ丹羽郡青年團振興案ニ基クヘシ、毎年一回春季總會ヲ開會スルモノトス。但シ臨時總會ヲ開催スルコトアルヘシ。支部長ハ毎月一回以上幹事會ヲ開キ事業進捗統一等ノ事ニ付協議ス

第十二條 團員ニシテ本團事業ニ付其意見ヲ行ハントスル時ハ幹事ニ申告シ、幹事ハ幹事會ノ議決ニ依リ支部長ノ決裁ヲ經ルモノトス

第十三條 本團員ニシテ其體面ヲ毀損シタルカ如キ行爲アリタル時ハ幹事ハ支部長ニ申告シ、幹事會、顧問會ノ評決ニヨリ處斷ス

第十四條 本部則ニ施行細則ヲ設ク

又本則ニ變更ノ必要アル時ハ總會ニ於テ出席團員過半数以上ノ議決ヲ經ヘキモノトス

附 則

第一條 各部ハ事業遂行上便宜ノタメ別ニ部ニ關スル規約ヲ設クルコトヲ得

第二條 從來部ニ屬スル設備及規定ハ南部落ノ從前ヨリノ例ニ依ル事ヲ得

第三條 支部長ニ限リ團員下シテノ年齢ヲ經ルト雖モ適當ノ後任者ナキ場合ハ留任スルコトヲ得

大正拾貳年貳月 大口村青年團豊田支部幹事會

創立以來ノ支部長(支會長と言ひし時代あり)

大正十五年ヨリ	社本仁左工門	同	十五年	大森 德養	昭和六年	社本 芳雄
大正十一年マテ	社本 富雄	昭和二年	社本 利雄	同	七年	大森 安雄
同	十二年 大森 秀之	同	三年 大森 信隆	同	八年	松岡 孝一
同	十三年 社本 守男	同	四年 宮川 清一			
同	十四年 江口 純三	同	五年 松岡 悅男			
顧問 (昭和八年現在)						
區 長 (江口善右工門)	社本 富雄	大森 秀之	大森 安雄			
學 校 長 (井 上 源 吾)						

團員數 (昭和八年二月現在) 八四名

第一部一九名 第二部一六名 第三部二三名 第四部一五名 第五部一五名 第六部一五名

二、大屋敷支部

大屋敷支部は從來本郷青年會、大御堂青年會、幼川青年の小青年會であつて各別に活動してゐたが、時勢の進運に順應して三支會(青年會が、大正四年三月改稱)協議の結果統一が出来て大屋敷支會となり大正八年三月これが發會式を學行した。事業としては大字内土木事業の請負、夜學會、夜間作業、共同耕作、納稅告知書の配付、記念貯金、講演會、

茶話會、敬老會等の開催、農事視察等をなして來たが大正十年二月、村青年團が出來ると共に支部と改稱した。教育勅語、成申詔書の聖旨と御令旨とを奉戴して青年の智徳を向上、心身の鍛練をして風紀の振肅を計り自治的、犠牲的精神を養ふの目的を以て青年としての使命に邁進してゐる。

大屋敷支部規約

- 第一條 本會ハ大口村青年團大屋敷支部ト稱ス
- 第二條 本支部ハ教育勅語、成申詔書ノ聖旨ト皇太子殿下ノ御令旨トヲ奉戴シ、青年ノ智徳ヲ修養シ心身ヲ鍛練シテ風紀ヲ振肅シ自治的訓練ト犠牲的精神トヲ涵養シテ公民タルノ素質ヲ養成スルヲ目的トス
- 第三條 本支部ハ本村青年團幹部、學校長、警察駐在官、當字尙武會、在郷軍人分會當字ノ班並ニ隣接青年團支部ト相互關連ヲ圖リ以テ目的遂行ヲ期スルモノトス
- 第四條 本支部ニ於テ實施スヘキ事業概目左ノ如シ
 - 一、講演會、研究會ヲ開催スルコト
 - 二、共同試作ヲナスコト
 - 三、風紀ノ振興ヲ圖ルコト
 - 四、勤勉貯蓄ヲ奨励スルコト
 - 五、土木工事其他適當ノ事業ヲ引受共同作業ヲナスコト
 - 六、夜間作業ヲ開催スルコト
 - 七、茶話會ヲ開催スルコト
 - 八、其他本支部ノ目的ヲ達スルニ必要ト認メタル事項

- 第五條 本支部ハ當大字内ニ住居スル男子ニシテ義務教育ヲ修了後滿廿五才迄ノ者ヲ以テ組織ス 但シ學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサルモノハ之ヲ除ク
- 第六條 本支部員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 一、特別團員 二十一才ヨリ二十五才迄
 - 二、正團員 十四才ヨリ二十才迄
- 第七條 本支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名	副支部長 二名
理事 七名	會計 一名
評議員 七名	顧問 若干名
- 第八條 支部長ハ本支部一切ノ事務ヲ總理ス

副支部長 支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時ハ之ヲ代理ス	評議員ハ本支部重要事項ノ相談役トス
理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ分掌ス	
- 第九條 支部長、副支部長、會計、理事ハ支部團員中ヨリ選舉シ、顧問、評議員ハ支部員外ノ者ヨリ推薦スルモノトス
- 第十條 役員ノ任期ハ一ケ年トス、但シ再選スルコトヲ得 補欠選舉ニヨリ當選シタル者ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十一條 本會役員ハ役員會ヲ以テ組織ス

第十二條 本會ハ毎年一月一回、支部總會ヲ開キ事務ノ狀況ヲ報告及經營ニ付協議スルモノトス

總會期日ハ役員會議ニ於テ之ヲ定ム 役員會ハ必要ニ應シ隨時開會スルモノトス 役員會ニ於テ必要ト認ムル時若クハ支部員過半数以上ノ請求アル時ハ臨時總會ヲ開會スルコトヲ得

第十三條 役員會ニ附スヘキ事項ハ左ノ如シ

一、支部歳入出豫算及決算ニ關スルコト 二、支部事業ノ經營ニ關スルコト 三、總會ニ提出スヘキ議案審査ノコト

第十四條 本會ノ經費ハ會員ノ醸出及有志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 本會員ニシテ他ノ龜鑑トナルヘキ者ハ役員會ノ詮衡ニヨリ表彰スルモノトス

第十六條 本規約ハ本支部發會式ヲ以テ其効ヲ有スルモノトス

第十七條 本會經費ニ剩餘金ヲ生シタル時ハ基本財産トシテ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預入シ之ガ利殖ノ途ヲ講スルモノトス

第十八條 會員ニシテ義務ヲ怠ササルモノ、若シクハ本支部ノ體面ヲ汚辱スル所爲アルモノハ役員會ノ決議ニヨリ除名スル事アルヘシ

第十九條 本團員ニシテ死者アル時ハ役員會ノ決議ニヨリ積立金ヨリ吊慰金ヲ送ルモノトス

第二十條 本規約ハ總會ニ於テ出席會員過半数以上ノ同意アルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第廿一條 本支部必要ニ應シ本規ニ基キ細則ヲ設クル事ヲ得

創立以來(青年團)の支部長

大正十年	丹羽 錠次	大正十五年	前田 一市	昭和六年	丹羽 正夫
大正十一年	丹羽 鎌吉	昭和二年	丹羽 脇次	同	七年 前田 秋次
同 十二年	前田 金一	同 三年	丹羽 義晴	同	八年 宮地 海一
同 十三年	丹羽 甚一	同 四年	前田 兼一		
同 十四年	丹羽 鐘一	同 五年	宮地 榮一		
顧問 野田 正昇	前田 海之助	丹羽 範治	前田 秋次	丹羽 隆吉	宮地 新一
支部團員(昭和八年四月現在)	四七名				
本郷區 一一名	大御堂區 一三名	幼川區 二三名			

三、秋 田 支 部

當大字は筵に各部落より成る小團の宗雲、長櫻、替地、傳右、八左の青年會ありしも時代の要求に應じ大正八年二月五日これを統一して大口村青年會秋田支會を組織し、講話會、研究會、夜學會を開き體育に必要な方法を講じ、農事の改良を計ると共に圖書雜誌の閲讀等をなした。大正十二年二月大口村青年團秋田支部と改稱し左記規約により青年各自

の修養に體育の向上、社會奉仕の事業等をなして着々向上の途をたどりつゝある。

秋田支部規約

第一條 當秋田支部ハ丹羽郡青年團振興案ヲ基礎トス

第二條 青年團綱領

イ、修身齊家 ロ、自治共同 ハ、忠君愛國 ニ、社會奉仕

第三條 當支部ハ大口村大字秋田ヲ區域トシ當分事務所ヲ其時ノ支部長宅ニ置ク

第四條 當支部入會及退會

イ、入會者ハ秋田區内ニ住所ヲ置ク義務教育終了者及未終了者ニシテ其以上ノ資格アル者ハ部長ヲ經テ支部長ニ申告スヘシ

ロ、退會者ハ其理由ヲ書類ニシテ部長ヲ經テ支部長ニ申込ムヘシ

第五條 當支部員ノ年齢、支部員ノ義務年限ハ入會ノ時ヨリ呼リ二十六才ノ春迄

イ、但シ徴兵検査翌年廻シノ者ハ呼リ二十七才迄

ロ、學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサル者ハ之ヲ除ク

ハ、右義務年限終了者ハ大口村青年團春季總會ノ時退會スルコト

第六條 當支部員ヲ三部ニ分ツ

イ、正團員 正團員ハ呼リ二十一才ノ春迄

ロ、特別團員、特別團員ハ呼リ二十一才ヨリ二十六才ノ春迄

ハ、特殊團員、特殊團員トハ當區ニ住ム教員、會社員、勞働者ヲ云フ

第七條 當支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名 副支部長 二名 幹事 五名 旗手 二名 喇叭手 六名 顧問 四名

右役員ノ任期ハ一ケ年トス、但シ再選ヲ妨ケス

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

イ、支部長ハ支部ノ事務ヲ總理シ代表ス

ロ、副支部長ノ一名ハ支部出席簿係ヲ兼任シテ支部長ヲ補佐ス、同シク一名ハ會計ヲ兼任シテ支部長ヲ補佐

ス可シ、但シ副支部長ハ支部長事故アル場合代理スル事

ハ、幹事ハ支部長ノ命ヲ受ケテ庶務ヲ執ル

ニ、顧問ハ支部内ノ重要事項ヲ諮問シ評議ニ關與ス

第九條 當支部役員選任ノ法左ノ通り

イ、支部長、副支部長一名ハ春季總會ノ時選舉シ多數點ヲ得テ評議員ノ決裁ヲ得々者

ロ、右役員ハ特別團員中ヨリ又ハ幹事以外ヨリ選フ事
ハ、副支部長兼會計ハ幹事ノ中ヨリ選ヒ新支部長任命ス 萬一顧問ニ於テ新正、副支部長就任不賛成ノ場合
ハ再選ス

ニ、幹事ハ各部ニ一名、副一名、各部内ヨリ選舉スヘシ

ホ、顧問ハ學校長、區長、公職者其他特志者中ヨリ推薦ス

ヘ、旗手ハ正團員中ヨリ各部一名宛選定シ支部長之ヲ任命ス但シ任命サレタル者ハ如何ナル理由アルトモ辭
スコトヲ得ス

ト、喇叭手ハ各部ヨリ一名宛出スコト

第十條 事業遂行上便宜ノ爲メ區域ヲ五部ニ分チ團員之ニ分ツ

第十一條 當支部ハ大口青年團及大口南部支部ト連絡シテ其節度ニ服スコト

第十二條 當支部ノ經費ハ本支部員ノ事業利益金ニ依リテ處辨ス、但シ時ニヨリ支部費ヲ徴收スルコトアルヘシ

支部費徴收ノ場合ノ法

一、正、特、特殊各員規定ノ金高ヲ徴收ス

二、一家ニ二名以上支部員アル場合ハ秋田支部費トシテ徴收スル時ハ一名納ムレハ可ナリ、但シ大口青年

團費トシテ徴收スル場合ハ何名ニテモ同金高ヲ納ムルコト

第十三條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ行フ事業左ノ如シ

イ、團體訓練ニ關スル事項 ロ、團員各自ノ修養ニ關スル事項 ハ、事務遂行上必要ナル事項

ニ、青年團ト補習學校トノ關係ヲ密接ナラシム方法

右四項目ノ詳細ハ丹羽郡青年團振興案ヲ基トスヘシ

第十四條 毎年春秋二季ニ總會ヲ開ク、但シ規定以外ナリトモ多數見舉行軍等ヲ賛成シタル場合ハ實行スル事ヲ得ヘシ

幹事ハ毎月一回以上幹事會議ヲ開キ支部向上ヲ計ルヘシ

第十五條 支部員ニシテ當支部ノ事業ニ對シ、意見ヲ開陳スル場合ハ幹事ニ申告シ幹事ハ幹事會議ニ依リ支部長ノ決裁
ヲ得ルコト

第十六條 各條ニ記シタル通り支部員ニシテ其責任ヲ重ンセス又支部長ノ命ニ從ハス其體面ヲ毀損シタル者又ハ行ハ
トシタル者ハ幹事會及顧問ノ評決ニヨリ處斷スルコト

第十七條 當支部々則以外ニ施行細則ヲ設クル事、規則及施行細則ヲ變更セントスル場合ハ總會ニ於テ出席員數半數以
上ノ賛成ヲ得テ決スルコト

第十八條 支部長ニ限り團員トシテ年齢ヲ終ルモ適當ノ後任者ナキ場合ハ留任スルコト

第十九條 役員選舉ノ場合ハ最モ公正ニシテ一日當選シタル正、副支部長ハ如何ナル理由アルトモ辭任シ得ス、但シ幹

事會議及顧問會議ニ適當ト認メタル場合ハ此ノ限リニアラス

第二十條 各部ハ事業遂行上便宜ノ爲メ別ニ部ニ關スル規約ヲ設クルヲ得

第二十一條 從來部ニ屬スル設備及規定ハ其部落ノ従前ノ例ニ依ルモノトス昭和四年四月十一日支部則第九條(ホ)ヲ左ノ如ク變更ス

一、顧問ハ學校長 ヲ始メ區長、村會議員、在郷軍人會秋田班長、青年訓練所指導員及本支部ノ支部長タリシモノニシテ退團後二ケ年以内ノ者、其他ノ任期ハ第七條ニ依ル

一、追加、本支部員ニシテ本村青年團ノ正、副團長ニ就任セル者ハ本支部ノ特別役員トシテ支部總テノ事務ニ參加スルモノトス、尙支部顧問ノ場合ハ支部長ノ例ニ依ルモノトス

創立以來ノ支部長

大正	八年	長谷川宮雄	大正	十三年	鈴木藤市	昭和	四年	佐藤義量
同	九年	長谷川宮雄	同	十四年	大倉金市	同	五年	安藤彦市
同	十年	古池義雄	同	十五年	佐竹幸吉	同	六年	安藤織治
同	十一年	佐竹博長	昭和	二年	鈴木義一	同	七年	佐竹金義
同	十二年	鈴木信次郎	同	三年	古池武雄	同	八年	鈴木外義
顧問								佐藤初雄

井上 源吾 古池鎌三郎 佐竹喜三郎 佐藤鎌一郎 大倉 暢兼 佐竹 應義 佐竹 金義
支部員數(昭和八年二月現在) 三九名

第一部一四名 第二部六名 第三部九名 第四部八名 第五部八名

四、河北支部

設立以前は河北青年會、仲沖青年會、二津屋青年會といふ様に各部落に青年會の設があつて、其の部落毎に夫々經營してゐたが時代の要求に應じて本會を河北支部と稱し、郡に於て立案された振興案に基いて大正十年二月、に孤々の聲をあげたのである。本會の統帥は滿二十五才以下の團員を以て會一切の事務を處理し、顧問には其部に於ける有力者公職者を推戴して以て本支部の發展に資してゐる。

河北支部規約

- 第一條 本會ハ大口村青年團河北支部ト稱ス
- 第二條 本會ハ修身齊家、自治共同、忠君愛國、社會奉仕ヲ目的トス
- 第三條 本會ノ區域ハ大字河北トス
- 第四條 本會ハ大字河北内ニ在住スル滿十三才ヨリ滿二十五才迄ノ男子ヲ會員トシ、會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員小學校卒業後滿二十才迄 一、特別會員滿二十一才ヨリ滿二十五才迄
學校在學者及妻帯其他必要ト認ムル者ハ理事會ノ認可ヲ受クルモノトス

第五條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名 一、副支部長一名 一、會計一名 一、理事若干名 一、顧問若干名

支部長ハ支部ヲ總理シ支部ヲ代表ス 副支部長ハ支部長ヲ補佐シ、會計ハ本會々計庶務ニ従事ス、其他ノ理事ハ本會ニ關スル諸事項ヲ討議ス 顧問ハ本會ニ功勞アリタル人又ハ各部落ニ於ケル有力者等ヲ推戴ス顧問ハ支部長ノ諮問ニ參與ス

第六條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス、理事ハ各分會ニ於テ選出ス

河北三名 仲沖二名 二津屋二名宛

支部長、副支部長、會計ハ理事ノ互選トス但シ再選ヲ妨ケス

第七條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達センガタメ左ノ事業ヲ行フ

團體視察、展覽會、講演會、町村整備、競技會、時間勵行、討論會、入退營兵ノ歡迎會及會員不祥ノ吊慰其他公共事業ニ關スル事項

第八條 本會ハ毎年一回(四月)總會ヲ開ク、但必要ニ應シ臨時總會ヲ開催ス

一、役員改選 一、會計報告 一、事業報告

第九條 本會ノ經費ハ毎年其年度内ノ支部員ノ負擔トス

附 則

第十條 一、本會ノ會則ハ總會ニ於テ過半数以上ノ協議ニ依リ訂正又ハ變更スルコトヲ得

一、本會員ニ於テ不徳ノ行爲アルモノハ相當ノ注意ヲ與ヘ尙改メサル者ハ總會ノ決議ヲ以ツテ之ヲ除名ス
除名サレシ者悔悟復善ノ實アル時ハ總會ノ決議ヲ以テ復會セシム

一、入會、退會ハ理事ノ認可ヲ受クルモノトス

一、會員不祥事ノ吊慰ハ各其ノ分會ニ於ケル分會長ヲ以テ代表セシム

一、入退營兵ノ歡迎迎ハ支部員全員トス 但前兩者共同日同時刻ナル時ハ河北ハ獨立行動ヲトリ、仲沖、二津屋ハ互ニ共同動作ヲ執ルモノトス

一、總會 其他全團員集合スル會場ハ支部長、適宜之ヲ定ムルモノトス

大正十年創立以來ノ支部長

大正十年	小川 文衛	大正十五年	仙田 金彌	昭和六年	小川 吉信
同 十一年	三輪 一枝	昭和二年	中村 益吉	同 七年	榎田 常三
同 十二年	水野 祐一	同 三年	水野 國利	同 八年	三輪 利夫
同 十三年	中野 鈴一	同 四年	中野 稔		

同 十四年 大竹 淳一 同 五年 中野 金重
 福富與會一
 團員數 (昭和八年二月末日現在) 四五名

五、中小口支部

世の進展に伴つて青年會の必要を痛切に感じた結果、有志ここに發起となり明治四十三年之が設立を見た。當初の間は會員に於ても一種の興味を以て迎へられ比較的好成绩に運びたるも、其後に到り漸く情氣一部會員中に漲り之が指導上組織代と計り從來の消防組に合同して爰に惡風を一掃し益々改善して今日に至つたのである。會の主なる事業は道路河川の修築、敬老會、修養會、試作地の耕作、斬髮會等である。

中小口支部規約

第一條 本團ハ教育勸語、成申詔書ノ御趣旨ヲ奉戴シ青年ノ風紀ヲ矯正シ智徳ヲ増進シ自治ノ精神ヲ涵養シ農村ノ改良發達ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ大口村青年團中小口支部ト稱ス

第三條 本團ノ事務所ハ大口村大字小口中組青年會場トス

第四條 本團員ハ大口村大字小口中組ニ現住スル男子ヲ以テ組織ス

團員ノ年齢ハ義務教育終了後滿二十五才迄トス但シ學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサル者ハ之ヲ除ク

團員ハ左ノ二部ニ分ツ

一、正團員二十才迄 一、特別團員二十一才ヨリ二十五才迄

第五條 本團ノ團務ヲ處理センタメ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名 一、副支部長一名 一、理事若干名 一、會計一名 一、顧問若干名

顧問ハ區長、大字内ニ於ケル教育家、宗教家、公職者、警察官ヲ推薦ス

支部長ハ團全體ノ事務ヲ處理ス、副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時ハ之ヲ代理ス、理事ハ支部長ノ指揮ヲ受ケ團務ニ従事ス會計ハ團一切ノ費用ヲ處理ス

第六條 役員ノ選舉ハ四月一日、團全體ニテ特別團員中ヨリ之ヲ選舉シ、任期ハ一ケ年トス但再選ヲ妨ケス

第七條 本團ハ毎月十日、二十日、三十日ノ三日ヲ定期總會トナシ其都度團務ノ報告、名士ヲ招キ講話ヲキ、虚心坦懷意見ヲ交換シテ樂シム但シ必要ト認ムル場合ハ臨時集會スルコトアリ

第八條 本團ニ要スル費用ハ左記ノ收入ヲ以テ支辨ス

一、共同作業ニヨリテ得タル金額 一、組内井筋浚渫ヨリ得タル金額 一、寄附金等ヨリ得タル金額
 以上ノ金額殘金ハ凡テ銀行ニ保管スルモノトス

- 第九條 青年團事業ハ別ニ細則ヲ設ク
 第十條 團員相互ノ制裁ヲ嚴ニスルコト
 第十一條 本團規約ヲ變更セントスル場合ハ總テ團ニ附議シ團員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルコト

附 則

- 第一條 本團々員ニシテ團員タルノ體面ヲ汚シタル者並ニ集合ノ場合事故ナク無斷欠席ヲナス者ハ會議ニ附シ相當ノ處分ヲナス
 第二條 本團ハ團員出席表ヲ備ヘ集合ノ都度出席ヲ點檢スルコト
 第三條 本團ハ日誌ヲ備ヘ團ノ出來事ヲ記載ス
 第四條 本團役員ヲ滿期終了シタル者ハ本團ヨリ感謝狀並ニ記念品ヲ贈呈ス
 第五條 役員ハ納税日當日、早朝村内ヲ鈴ヲ振り納税ノ督勵ヲナス
 第六條 納税告知書配布ハ役員ノ指揮ニ依リ正團員之ヲ行フ
 第七條 朝起ヲナシ三日間年賀郵便配達ヲ行フコト
 第八條 集合ノ合圖ハ喇叭ムコト
 創立以來ノ支部長

明治四十五年 仙田愛之助 大正九年 仙田勸藏 同 二年 仙田賢式

同	三年	仙田賢式	同	十一年	津田孝吉	同	四年	水野秀三郎
同	四年	仙田憲爾	同	十二年	丹羽清助	同	五年	川橋弘三
同	五年	木野忠左工門	同	十三年	近藤清七	同	六年	丹羽鐘吾
同	六年	木野茂三郎	同	十四年	近藤清七	同	七年	梅田富士隆
同	七年	仙田八郎	同	十五年	丹羽清助	同	八年	丹羽一郎
同	八年	近藤真一	昭和二年	木野繁一				
同	十年	水野直一	同	三年	水野信一 吉田佐吉			

團員數 (昭和八年二月末日現在) 三三名

六、余 野 支 部

明治四十三年三月十日、小學校教育の効果を永久に確實ならしめ、智徳の修養と身體の鍛練實業の發達と勤儉貯蓄の精神を養ふの目的を以て設立せられた。當時は余野青年會と云つてゐたが、大口村青年會の設立と共に支會と改稱され事業として共同作業、共同貯蓄、河川の修繕、敬老會、早起會等を行つてゐた。其他在郷軍人と密接な關係を保つて現役服務中は家族の農事を手傳ひ出征に際しては之を慰問し家族の爲めに諸事の手傳ひをなしてゐる。大正十年大口村青年團創立する、に及びて支會を支部と改めた。

余野支部規約

- 第一條 本會ハ教育勸誡、成申詔書ノ御趣旨ヲ奉戴シ青年ノ風紀ヲ矯正シ智徳ヲ増進シ自治ノ精神ヲ涵養シ農村ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ大口村青年團余野支部ト稱ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ大口村大字余野余野神社境内ノ會場トス
- 第四條 本會々員ハ大口村大字余野現住男子ヲ以テ組織ス
會員ノ年齢ハ義務教育終了後滿二十五才迄トス但シ學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサル者ハ之ヲ除ク
會員ヲ左ノ二部ニ分ツ

一、正會員二十才迄 一、特別會員二十一才ヨリ二十五才迄

第五條 本會々務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名 一、副支部長一名 一、理事若干名 一、會計一名 一、顧問若干名

顧問ハ區長及大字内ニ於ケル教育家、宗教家、公職者又ハ曾テ本會役員タリシ者ヲ推薦ス

支部長ハ會全體ノ事務ヲ處理ス副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時ハ之ヲ代理ス 理事ハ支部長ノ

- 指揮ヲ受ケ會務ヲナス 會計ハ理事中ヨリ指名、會一切ノ費用ヲ處理ス
- 第六條 役員ノ選舉ハ舊正月後會全體ニテ特別會員中ヨリ之ヲ選舉シ任期ヲ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス
- 第七條 本會ハ毎月二回三回ノ定期總會ヲナシ會務ノ報告、虚心坦懷意見ノ交換ヲナシ其他事業ヲ行フ但シ臨時集會ヲ行フコトアリ

第八條 本會ニ要スル費用ハ左記ノ收入ヲ以テ支辨スルモノナリ

共同作業ニテ得タル金額、区内井筋浚渫ヨリ得タル金額、補助金及寄附金等

第九條 本會事業ハ別ニ細則ヲ設ケ記述ス

第十條 會員ハ相互ニ自治向上ノタメ制裁ヲ怠ラサルコト

會員服務細則別ニ之ヲ定ム

第十一條 本會規約ヲ變更セントスル場合ハ總會會議ニ附シ會員三分ノ二以上賛成ヲ得テ始メテ成立ス

附 則

第一條 會員ニシテ體面ヲ汚シタルモノ並ニ集合ノ場合無斷欠席ヲナスモノハ會議ニ附シ相當ノ處決ヲナス

第二條 本會ニ左記ノ帳簿ヲ設ケ會ノ整理進捗ヲ計ル

一、會員出席簿 一、會計簿 一、事業日誌 一、會員名簿 一、備品臺帳 一、雜書綴

第三條 本會役員ヲ滿期終了シタル者ハ本會ヨリ感謝狀並ニ記念品ヲ贈呈スルコトアリ

第四條 本會事業ノ一タル納稅告知書配布ハ役員ノ指揮ニヨリ正會員之ヲ行フ
 第五條 集合ノ合圖ハ喇叭トス
 第六條 會員ハ毎月規約貯金ヲナスコト
 創立以來ノ支部長

大正十年	近藤 喜壽	大正十五年	倉地 定男	昭和六年	玉置 太郎
同 十一年	吉田 兵吾	昭和二年	伊藤俊太郎	同 七年	伊藤 逸弘
同 十二年	吉田 常助	同 三年	吉田 輝夫	同 八年	近藤 兼逸
同 十三年	山田 健三	同 四年	近藤 茂		
同 十四年	吉田 榮治	同 五年	江口 佐重		

團員數(昭和八年二月末日現在)四〇名

七、外 坪 支 部

從來大字外坪は巾、本郷、松山の三支會より成り明治四十三年二月教育及實業の發達、風紀の改良を計る目的で設立された。そして各部落に於て諸事業を經營してゐるが青年團創立さるゝに至つてこゝに三支會協議の結果統一が出来て外坪支部と改稱された。當支部は在郷軍人と密接の關係を有してゐて現役服務中の家族に對しては農繁の期に手傳ひを

なし其他社會奉仕、生活改善、體力の増進等各自の修養と社會的發展に努力してゐる。

外 坪 支 部 規 約

- 第一條 當支部ハ大口村青年團外坪支部ト稱シ事務所ヲ外坪(巾、本郷、松山)分區内ニ置ク
- 第二條 當支部ノ綱領左ノ如シ
 - 一、修身齊家
 - 一、自治共同
 - 一、忠君愛國
 - 一、社會奉仕
- 第三條 當支部員ハ大口村大字外坪及北外坪ニ在住ノ義務教育終了後ヨリ滿二十五才迄ノ男子トシ學校在學者及尋常未卒業者ニシテ滿十四才以下ノ者ハ之ヲ除ク
 (第三條ノ規定ニ對シ義務教育ニ於テ同學年者ハ同時ニ入退スルコトヲ得昭和五年二月改善ニ依リ附入ス)
- 第四條 當支部員ヲ分テ左ノ二種トス
 - 一、正團員二十才迄
 - 一、特別團員二十一才ヨリ二十五才迄
- 第五條 當支部綱領ニ舉ゲタル目的ヲ達スルタメ爲スヘキ事業左ノ如シ
 - 一、自治的精神ヲ涵養スルコト
 - 一、秩序正シク規律ヲ重スルコト
 - 一、一致共同ノ精神ヲ鼓吹スルコト
 - 一、朝起會ヲ行フコト
 - 一、時間ヲ勵行スルコト
 - 一、敬老會及善行者表彰ヲ行フコト
 - 一、優良青年團、農事試驗場、展覽會、品評會等ヲ視察スルコト
 - 一、納稅ノ補助、生産統計ノ援助、町村ノ現勢、町村事業

ヲ周知セシムルコト 一、其他必要ト認ムヘキ事業

第六條 當支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名 一、副支部長二名 一、理事若干名 一、會計一名 一、顧問若干名
役員ノ事務及選任解任ノ方法左ノ如シ

一、支部長ハ支部ヲ總理シ代表ス、支部員總會ニ於テ選舉スルモノトス
一、副支部長ハ支部長ヲ補佐シ國務ニ服シ同シク支部總會ニ於テ選舉ス但シ支部長ノ出タル分區ヲ除キ各分區一名ツツ

一、理事ハ支部長及副支部長ノ指名トシ當支部ノ事業ヲ評議シ各分區ノ事業ヲ處理スヘシ
一、會計ハ支部長ノ指揮ヲ受ケ會計事務ニ服シ支部長指名トス

一、顧問ハ支部ヨリ推薦シ當支部事業遂行上ノ指揮監督ヲ受ケ理事會ノ會議ニ參與セラル、モノトス
以上ノ各任期ハ一ケ年トス

第八條 當支部ニ要スル費用ハ左ノ方法ニ依リ支出ス

一、團員ノ勞力ニ依リテ生シタル收益 一、團員ノ會費 一、其他ノ收入

第九條 當支部規約ノ改正ヲ必要トスル場合ハ團員ノ總會ニ於テ決スルモノトス 但シ顧問ノ認可ニ依リテ有効トス

第十條 當支部員ニシテ善良ナル者ト認メタル時ハ理事會ニ於テ評議シ表彰ス、又團規ニ違反シ本支部ノ名譽ヲ汚損

シタル時ハ相當ノ處罰ニ附スルモノトス但シ處罰方法ハ其會議ニ於テ決スルモノトス

附 則

第十一條 本支部ハ大口村青年團ト連絡シ事業ノ細目ハ大口村青年團規及丹羽郡青年團振興案ニ依ルモノトス

第十二條 本支部ニ喇叭部ヲ設ク、喇叭部員及喇叭長一名トス

喇叭長ハ特別團員中ヨリ選定スルモノトス但シ己ムヲ得サル時ハ正團員中ヨリ選定スルコトヲ得、喇叭手ハ六名トシ正團員中ヨリ選定ス但シ己ムヲ得サル時ハ特別團員中ヨリ選定スルコトヲ得

創立以來ノ支部長

大正十年	仙石和夫	大正十五年	舟橋義雄	昭和六年	舟橋壽太郎
同 十一年	藤田富次	昭和二年	河合鎌一	同 七年	舟橋芳夫
同 十二年	河合喜十	同 三年	服部忠次郎	同 八年	舟橋昌夫
同 十三年	仙石和夫	同 四年	服部徳次郎		
同 十四年	仙石和夫	同 五年	舟橋利夫		

團員數(昭和八年二月末日現在)三五名

八、下小口支部

下小口には元青年有志會といふものがあつたが途中中絶の止むなきに至つた所が、大正四年三月に大口第一小學校で大口青年大會が開催された時、未だ會がなかつたために時の大口第二小學校長眞野悦次郎が盡力されてこゝに誕生を見たのである。その後大正十年に至り大口村青年團組織されるに及んで巾下支會（竹田）を合併して下小口支部と改稱された。

下小口支部規約

- 第一條 本支部ハ大口村青年團下小口支部ト稱ス
- 第二條 本支部ノ事務所ヲ下組白山神社々務所ニ置ク
- 第三條 本支部ハ大口村大字小口字下組ヲ以テ管轄區域トシ左ノ二班ニ分ツ
- 一、東班 巾上全部 一、西班 巾下全部
- 第四條 本支部ハ大口村青年團長ノ監督ヲ受ク
- 第五條 本規約ハ支部總會ノ決議ヲ經タル後ニ非ザレハ變更スルコトヲ得ス
- 第六條 支部ハ教育勸語、成申詔書ノ御趣旨ヲ奉戴シ青年ノ補習教育、風紀改善、軍事教育ノ補習及豫備ヲナスヲ以

テ目的トス

- 第七條 前條ノ目的ヲ達スルタメ本支部ハ左ノ事業ヲ行フ但シ本團ノ目的ニ適當スル他ノ事業ヲ實施スルコトヲ得
- 一、團體的精神ノ養成ニ關スル事業 一、町村公民トシテノ修養事項 一、日本國民トシテノ修養事項
- 一、公共公益ノ事業 一、娛樂 一、惡風ノ矯正 一、知的修養ニ關スル事業 一、道德的修養ニ關スル事業
- 業 一、身體的修養ニ關スル事業 一、團務遂行上ニ必要ナル事業 一、其他必要ナル事業
- 第八條 前條ニ關シテハ別ニ細則ヲ設ク
- 第九條 本支部ハ常ニ軍人會ト連絡スルモノトス
- 第十條 本支部ノ團員ヲ左ノ二種ニ分ツ
- 一、正團員ハ義務教育終了後滿二十才迄ノ男子但シ學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサル者ハ之ヲ除ク
- 一、特別團員ハ滿二十一才ヨリ滿二十五才迄ノ男子但シ在學者ハ之ヲ除ク
- 第十一條 支部ノ所有ニ屬スル財産、支部事業及財産ヨリ生スル收入金及補助金寄附金ハ支部ニ屬ス
- 第十二條 支部ノ經費ハ事業ヨリ生スル利益有志寄附金ヲ以テ處辨ス但シ場合ニヨリ團員ヨリ釀出セシムルコトヲ得
- 第十三條 本支部ハ毎年三月中ニ次年度ノ豫算ヲ起シ團員ニ發表スルモノトス
- 第十四條 本支部ハ毎年三月盡日調ニ於テ其年度ノ收支決算書ヲ作製シ團員ニ發表スルモノトス

第十五條 資産整理ニ關シテハ財産管理規定ニ依ル

第十六條 本支部ヘ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長一名 一、副支部長一名 一、理事若干名 一、會計一名 一、顧問若干名 一、指導員若干名

第十七條 支部長、副支部長、會計係ハ支部總會ニ於テ團員中ヨリ選舉ス

第十八條 支部長ハ支部一切ノ會務ヲ總理シ兼ネテ支部ノ事務ヲ統轄ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時ハ其職ヲ代理ス 理事ハ支部長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス 會計係ハ支部一切ノ計理ニ任ス

第十九條 支部ニハ顧問若干名ヲ設ク但シ顧問ハ組内公職者其他有力者ニシテ本人ニ承諾ヲ得テ推薦ス

第二十條 支部長、副支部長、理事、會計係ハ名譽職トシテ其任期ヲ一ケ年トス但シ重任ヲ妨ケス又補欠員ノ任期ハ前任者殘期トシ改選期ハ毎年春季總會トス

第二十一條 總會ヲ左ノ二種ニ分ツ

一、定期總會ヲ春秋二期ニ分チ春季總會ヲ四月一日トシ前年度中ノ事務會計等一切ノ報告ヲナシ秋季總會ハ十月中旬トス

一、臨時總會ハ必要ニ應シ開催ス

第二十二條 本支部ノ重要事項ヲ協議スルタメ役員會ヲ置ク

第廿三條 支部役員會ハ支部長、副支部長、理事、會計ヲ以テ組織シ議長ハ支部長ヲ以テ之ニ充ツ

第廿四條 團員ニシテ義務心厚ク協同心旺盛ニシテ其善行一般ノ模範トナル者アルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ團長ニ報告ス

第廿五條 團員ニシテ義務ノ履行ヲ重ンセス又ハ其他ノ體面ヲ汚ス者アリテ特ニ必要ト認ムル時ハ役員會ノ決議ヲ經テ團長ニ報告ス

第廿六條 會務施行上必要ト認ムル場合ニハ細則ヲ設クルコトヲ得

第廿七條 本支部ニハ左ノ帳簿類ヲ備フ

一、規約綴 一、會計簿 一、團員名簿 一、會誌 一、來翰綴 一、報告書綴 一、作業日誌 一、出席簿 一、發翰綴 一、支部歴史 一、器具臺帳 一、其他必要ト認ムル書類

創立以來ノ支部長

大正 十年	田中義盛	大正十五年	田中正信	昭和 六年	宮田 範義
同 十一年	安藤 忠衛	昭和 二年	酒井 甚一	同 七年	酒井 信義
同 十二年	西村 芳三	同 三年	江口 金一	同 八年	酒井 正以
同 十三年	酒井甚九郎	同 四年	酒井 保宗		
同 十四年	伊藤 仁式	同 五年	伊藤 金玉		

團員數(昭和八年二月末日現在)六二名

九、大北支郡

明治四十三年二月上旬に有志相集つて青年會設立の議を計り、村内の大賛成を得た。以來若い衆を廢し青年會と改稱せようと組織代に申入れて遂に其事通過しここに青年會と稱するに至つた。そうして同月の十三日に發會式を舉げて以來幾多の改革を加へて漸くにして鞏固な團となり、事業としては共同作業名士の講演、善行者の表彰、視察等を行つて來た。大正十年大口村青年團組織せられるに至つて青年會を支部と改稱された。

大北支部規約

- 第一條 本支部ハ大口村青年團大北支部ト稱ス
- 第二條 本支部ハ教育勅語、戊申詔書ノ聖旨ト皇太子殿下ノ令旨トヲ奉戴シテ風紀ノ振肅ヲ計リ自治的訓練ト犧牲的精神トヲ涵養シテ公民タルノ素質ヲ養成スルヲ目的トス
- 第三條 本支部ハ本村青年團幹部、學校長、警察駐在官、當字尙武會、在郷軍人分會並ニ隣接青年團支部ト相互聯絡ヲ圖リ以テ目的ノ遂行ヲ期スルモノトス
- 第四條 本支部ニ於テ實施スヘキ事業概目左ノ如シ

一、講演會研究會ヲ開催スルコト 一、共同試作ヲナスコト 一、風紀ノ振肅ヲ圖ルコト 一、勤勉貯蓄ヲ獎勵スルコト 一、品評會、共進會、及農事試驗場等ヲ視察スルコト 一、土木工事其他適當ノ事業ヲ引受ケ共同作業ヲナスコト 一、夜間作業ヲ開催スルコト 一、茶話會ヲ開催スルコト 一、其他本支部ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第五條 本支部ハ當字内ニ居住スル男子ニシテ義務教育終了後滿二十五才迄ノ者ヲ以テ組織ス但シ學校在學者及尋常小學校未卒業者ニシテ學齡滿期ニ達セサルモノハ之ヲ除ク

第六條 本支部員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、特別團員 二十一才ヨリ二十五才迄 一、正團員 十四才ヨリ二十才迄

第七條 本支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名 副支部長 一名 理事 三名 會計 一名 神事係 一名 顧問 四名

第八條 本支部長ハ本支部一切ノ事務ヲ總理ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アル時ハ之ヲ代理ス 理事ハ本支部重要事項ノ相談役トス 神事係ハ

當字神社ノ祭事一切ヲ總理ス

第九條 支部長、副支部長、會計、理事、神事係ハ支部團員中ヨリ選舉シ顧問ハ支部員外ヨリ推薦スルモノトス

第十條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス但シ再選スルコトヲ得補欠選舉ニ依リ當選シタル者ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 役員會ハ本會役員ヲ以テ組織ス

第十二條 本支部ハ毎年一月一回支部員總會ヲ開キ支部ノ狀況報告及經營ニ付協議スルモノトス 總會ノ期日ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

役員會ハ必要ニ應シ隨時開會スルモノトス 役員會ニ於テ必要ト認ムル時若シクハ支部員過半数以上ノ請求アル時ハ臨時總會ヲ開催スルヲ得

第十三條 役員會ニ付スヘキ事項左ノ如シ

一、支部歳入出豫算及決算ニ關スルコト 二、支部事業ノ經營ニ關スルコト 三、總會ニ提出スヘキ議案ヲ査ノコト

第十四條 本支部ノ經費ハ會員ノ醜出金及有志ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 本支部員ニシテ他ノ模範トナルヘキ者ハ表彰スルモノトス

第十六條 本規約ハ當支部發會式ヲ以テ其効力ヲ有スルモノトス

第十七條 本支部經費ノ剩餘金ノ生シタル時ハ基本財産トシテ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ之カ利殖ノ途ヲ講スルモノトス

第十八條 支部員ニシテ義務ヲ果ササルモノ若クハ本支部ノ體面ヲ汚辱スル行爲アル者ハ役員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第十九條 本支部員ニシテ死者アル時ハ役員會ノ決議ニ依リ積立金ヨリ弔慰金ヲ送ルモノトス
第二十條 本規約ハ總會ニ於テ出席支部員ノ過半数以上同意アルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得
第廿一條 本支部ハ必要ニ應シ本規約ニ基キ細則ヲ設クルコトヲ得
創立以來ノ支部長

大正 十年	伊藤鎗太郎	大正 十五年	大塚 義雄	昭和 六年	宇野 武雄
同 十一年	佐藤 保一	昭和 二年	丹羽 定範	同 七年	石原滿太郎
同 十二年	石原 鏡逸	同 三年	松山 金夫	同 八年	安藤 稔
同 十三年	石原 鏡逸	同 四年	江口 令一		
同 十四年	丹羽 敏一郎	同 五年	寺澤 鉞雄		

團員數(昭和八年二月末日現在)二五名

二、大口第一女子青年團

男子青年團と共に發達すべき女子青年團の進展は遅々たるものであつたが、時代の進運と當局の奨励とに依り漸次發達の機運に向ひ或は婦人會の一部として或は單獨に設けられ何れも修養の方面に向つて活動を始めた。

本團は大正十一年にいたり未だ統一せる處女會さへ存せざるを以て南部處女會を統一せる大口村南部處女會を設立し翌十二年丹羽郡聯合處女會設立されるや之に加盟した。越えて昭和四年一月大口第一女子青年團と改稱し、各大字を支部とし男子青年團と一致せしむる様にした。

大口第一女子青年團々則

- 第一條 本團ハ女子青年ニ必要ナル修養ヲナスヲ以テ目的トス
- 第二條 本團ハ大口第一尋常高等小學校通學區域内ノ女子青年ヲ以テ組織ス
- 第三條 本團ハ大口第一女子青年團ト稱ス
- 第四條 本團ハ本部ヲ大口第一尋常高等小學校内ニ置キ支部ヲ豊田、秋田、大屋敷ノ各大字ニ置ク
- 第五條 本團ハ團員ヲ分チテ左ノ三種トス
- 一、通常團員 年齢十二才以上ノ未婚ノ女子 二、贊助團員 本團ノ趣旨ニ賛成スルモノ
- 三、名譽團員 本團ノタメニ努力シ又ハ本團ヨリ推薦シタルモノ
- 第六條 本團ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ
- 一、講習會、講話會ヲ開催スルコト 二、良風美俗ヲ養成スルコト 三、社會奉仕ノ道ヲ講スルコト
- 四、其他必要ト認ムル事業

第七條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、團長 一名 本部學校長之ニ當リ團務ヲ總理ス
- 二、副團長 一名 團長ヲ補佐シ團務ヲ處理ス
- 三、幹事 本部女教師及各支部ニ一名 團長ノ命ヲ受ケ各支部ノ團務ヲ掌ル、本部幹事ハ團長、副團長ヲ補佐ス、支部幹事ノ任期ハ二ケ年トス

第八條 本團ハ毎年春秋二回總會ヲ開キ團務ノ報告及第六條所定ノ事業ヲ行フ但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第九條 本團ノ經費ハ團員ノ出金補助金、特志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本團々團則變更ハ總會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

現在役員

團長 井上源吾 副團長 松浦道孝

本部幹事 舟橋らく 村瀬かぎ 澤木信子 江口文子

團員數 一八二名

三、大口村北部女子青年團 白梅會

大口村の北部に於ても古くから學校卒業生の處女を以つて組織せる處女會なるものが設けられてはゐたが其の狀況は甚だ寂寥たるものであつた。それが大正十二年二月丹羽郡聯合處女會が設立さるや之に加盟し漸次活動する様になり、昭和三年四月二十九日、天長の伴節を下し、處女會の一大革新と大口村北部女子青年の奮起活躍を促し以て進運隆々たる日本の女子青年たる意氣を昂めんがために新に規約を設け會員を定め、名稱も大口村北部女子青年團白梅會と唱へ茲に盛大なる發會式を舉げた。直ちに愛知縣聯合女子青年團に加盟し大いに事業を興して名實共に眞に充實せる女子青年團の基礎を固めることが出來た。

爾來會員の理解と努力とによつて日を逐ふて進展し其の成績の美はしく香しさは白梅の雪を破つて馥郁たる加く現在の健實さと盛大さとを見るに至つた。

白梅會現在會員數 一五一名

上小口 一八名 中小口 二二名 下小口 三五名 余野 二四名 竹田 一〇名 河北 一名
 仲 沖 四名 二ツ屋 五名 萩島 二名 外坪 二〇名

大口村北部女子青年團白梅會規約草案

第一章 名 稱

第一條 本會ノ名稱ヲ白梅會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ會員ノ親睦ヲ計リ其修養ヲナスヲ以テ目的トス

第三章 組 織

第三條 本會ハ正會員、贊助會員、名譽會員及顧問ヲ以テ組織ス

一、大口村大字小口、余野、河北、外坪在住ノ尋常小學校卒業後ノ處女ヲ以テ正會員トシ高等小學校、高等女學校在學中ノ者ヲ第二種會員其他ヲ第一種會員トス

二、本會ヲ贊助セラルル人ヲ役員會ノ決議ニヨリ贊助會員ニ列ス

三、本村在住又ハ出身者ニシテ學識經驗深ク德望高ク本會ニ盡力セラルル方ヲ總會ノ決議ニ依リ名譽會員ニ推薦ス

四、現大口第二尋常高等小學校職員ヲ顧問ニ推薦ス

第四條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 二、副會長 一名 三、理事 若干名 四、幹事 若干名

會長ハ大口第二尋常高等小學校長ヲ推戴シ任期ヲ定メス

會長ハ本會ヲ代表シ本會ノ事務ヲ管掌ス 副會長ハ理事會之ヲ選舉シ任期ヲ二ケ年トス 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ニ代ル 理事ハ會長之ヲ指名シ任期ハ二ケ年トス 理事ハ會長ノ命ヲ受ケ計劃、執行、記録及會計ヲ司ル 幹事ハ各字正會員ノ互選ニヨリテ之ヲ定メ會長ニ申出ツヘシ 幹事ハ任期ヲ一ケ年トス、幹事ハ役員會議ニ出席シテ意見ヲ述ヘ議決ニ加ハル、又本會ト各支部トノ連絡ヲ計リ且ツ各支部ノ事務ニ任ス副會長以下ノ役員ニ欠員ヲ生シタル時ハ補欠選舉又ハ指名ヲナス 補欠役員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス 副會長以下ノ役員ハ任期滿了後再選ヲ妨ケス

第五條 本會ノ機關

- 一、役員會議ハ隨時之ヲ開キ、役員出席シテ會務及會員ニツキ決議ス
- 二、總會ハ毎年三月及十一月之ヲ開キ役員及各種會員全部出席シ議決スル最高機關ナリ
- 三、支部會ハ支部員出席シテ支部ニ關スル議決ヲナス

第六條 入會及退會

- 一、規約第三條ニヨル正會員ハ所屬幹事ニ申出ツルニ始マル
- 二、正會員結婚スル時ハ自然退會トシ幹事ハ遲延ナク會員名簿ニ記録シ會長ニ届出ツヘシ
- 三、正會員ニシテ會員ノ義務ヲ怠リ又ハ會員タル體面ヲ汚辱シタル行爲アリタル時ハ事實ヲ調査シ役員會ノ決議ニ基キ會長之ヲ除名ス

四、幹事ハ支部ノ會員名簿ヲ作製シ毎年總會五日前ニ會長ヘ提出スヘシ、會員名簿ハ次ノ様式ニ依リ二部作製シ一部ヲ支部ニ保存ノ事

白梅會正會員名簿						
職	業	氏	名	生	年	月
				日	種	別
					經	歴
					備	考

第四章 事 業

第七條 本會ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、修養會、毎年十二月ヨリ翌年四月マテ毎月一回會シ名士ノ講演、會員ノ發表及講習會ヲ開催ス但シ必要ニ應シ休會又ハ延會スルコトアルヘシ
- 二、毎年二回以內見學又ハ遠足ヲ行フ
- 三、毎年二回機關雜誌梅之友ヲ發刊シ會員ニ頒布ス、會員ハ「梅之友」ニ寄稿スルコトヲ得
- 四、支部ニ於テ研究會等ヲ開クハ支部ノ決議ニヨル

第五章 維 持

第八條 本會ハ會員ノ會費基本金ノ利子及村補助費ヲ以テ維持ス

一、會費、正會員ハ毎月會費金貳錢宛支部幹事ヲ經テ本會ニ納付ノ事
 二、基本金ハ左ノ二種ニ依ル

1. 入會金 一人金二十錢 2. 特志者ノ寄附金

三、支部費、支部會ノ維持ハ支部ノ負擔トス

第六章 儀 禮

第九條 本會員成婚シタル時ハ本會ハ祝詞及記念品ヲ贈呈ス

第十條 本會員死去シタル時ハ本會ハ代表者ヲシテ吊慰セシム

附 則

第一條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ル

第二條 本會ハ愛知縣聯合女子青年團ニ加盟ス

第三條 本會員ハ別ニ定ムル所ノ本會員章ヲ佩用スヘシ

申 合 セ

一、私共會員ハ互ニ力ヲ合セ本會ノ發展ニ力ヲ盡シマセウ

二、私共ハ本會員ノ品位ヲ高メ出來得ルタケ修養ヲ積ミマセウ

三、私共會員ハ質素ニ致シマセウ

第三項 少年團及少年赤十字團

青年の訓練修養を高潮されると共に其の弊は上下の年齢にまでのび、上は戸主會、主婦となり一面成人教育等の施設に依つて之れが修養を計らんとし、下は少年團の組織に依つて之れを訓練すること、なつた。

普通少年團員は小學校在學中の者であるから校外に於ける兒童の訓練並に學校教育を援助する意味の活動が主となつてゐる。

本村では學校が各字單位に通學團を組織して訓練するやうにしてゐる。上小口、中小口、余野、外坪、河北等は青年團後援のもとに設立されて夜學會、學藝會、展覽會、遠足會、神社參拜及神社境内の清掃等を行つて居る。紫の少年團旗のもとに彼等少年が、自治自發的に身のため將た世の中のために甲斐くしく活動する有様はまた格別嬉しい感じのするものである。

昭和六年十月、大口第二尋常高等小學校に少年赤十字團設置指定を縣當局より受けた。これは赤十字社の保護の下に學校を單位として組織されるのであるから從來の少年團とは非常に趣を異にしてはゐるが、前記各字少年團の統一統制のためには大變好都合である。

少年赤十字團の事業は赤十字の精神に則り保健、奉公、博愛、の三大標語を掲げ學校教育の實際化に向つて努力して行くわけである。左に之が設立の経路並に團の概況を記さん

設立の次第

一、昭和六年十月二十八日 大口村大口第二尋常高等小學校を少年赤十字團設置の個所として指定し學校長に團長を囑託せらる

一、全 十一月五日 團長より少年赤十字團組織完了の旨報告す。主席訓導に副團長を囑託せらる

一、全 十一月十三日 團より校醫、學務委員、職員を協議員に囑託す

一、全 十二月十二日 少年赤十字團登録證、總裁宮殿下御諭旨臚本を交付さる

一、昭和七年二月二日 團旗及急救箱、團員章、職員徽章交付さる

一、全 三月十日 午後一時より講堂内に於て少年赤十字團の發團式を舉行

團の現狀

團員は皆保健、奉公、博愛の三大標語に添ふべく先づ各自の修養をなし社會に向つても盛に奉仕的活動をしてゐる。結核豫防デー、虫歯豫防デー、時の宣傳等にはポスターに實地に其趣旨の徹底につとめ其他社會の爲めに我組我字のために機會を得る毎に孜々として奉公的活動をなして居る。

日本赤十字社愛知支部丹羽郡大口第二少年赤十字團規定

第一條 本團ハ赤十字主義ニ基キ兒童ノ公德尊重ノ精神人類相愛ノ思想ヲ涵養シ且其ノ健康ヲ増進セシムルヲ要旨トス

第二條 本團ハ丹羽郡大口第二尋常高等小學校内ニ設置シ尋常小學校第四學年以上ノ兒童ヲ以テ團員トス

第三條 本團ハ日本赤十字社愛知支部丹羽郡大口第二少年赤十字團ト稱ス

第四條 本團ニ於テ行フ事業ハ其種類概ネ左ノ如シ

一、皇后陛下御誕辰奉祝

一、赤十字事業ノ談話

一、衛生ノ談話

一、災害疾病ノ慰藉

一、手工品ノ寄贈印刷物ノ配布等

一、内外國兒童トノ通信交換

一、講話會、活動寫眞會、展覽會、音樂會、運動會、慈善市等ノ開催、赤十字其他ノ施設事業ノ見學

第六條 本團ハ團員ヨリノ釀金ヲ徴収セス

第七條 本團ニ左ノ職員ヲ置ク

一、團長 一名 團長ハ一切ノ事務ヲ掌理ス

一、副團長 一名 副團長ハ團長ヲ佐ケ團長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

一、協議員若干名 協議員ハ重要ノ事項ヲ協議ス

- 一、幹事 若干名 幹事ハ團長ノ指示ヲ受ケ團務ヲ處辨ス
 - 一、重要事項ニ關シ諮問ヲナス爲顧問二名以内ヲ置クコトアルヘシ
- 前各項ノ職員ハ名譽職トス

第八條 本團職員ノ囑託ハ日本赤十字社愛知支部少年赤十字團設置規定第八條ノ規定ニ依ル

第九條 第七條ニ掲クル職員ノ外國員ノ選舉ニ依ル兒童役員ヲ置キ團務ニ從事セシムルコトアルヘシ

第十條 職員及團員ニハ徽章ヲ交附ス、徽章ハ退團ノ際返納セシムルモノトス

第十一條 團ノ處務細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則 本規ハ昭和六年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

團員數 (昭和八年二月末日現在)

	尋 四	尋 五	尋 六	高 一	高 二	計
男	六三	五三	五八	三一	三四	二三九
女	五四	四九	六二	一九	一六	二〇〇
計	一一七	一〇二	一二〇	五〇	五〇	四三九

第七一一三號

登 錄 證

日本赤十字社愛知支部
丹羽郡大口第二少年赤十字團

少年赤十字團登録規定ニ依リ本
證ヲ交附ス

昭和六年十一月三十日

日本赤十字社社長

正二位勳一等公爵 徳川家達印